令和5年7月13日作成

備				考	:	
問	合		せ	先	:	営業所又は主たる事務所を管轄する警察署の生活安全課
処	分 別約 を参り	氏	基 「特定	準 至 異		接客営業等の規制に関する条例に基づく指示及び営業停止命令等の基準」
	令					
	雀者					東京都公安委員会
処	分	の	概	要	:	特定異性接客営業者又は特定衣類着用飲食店営業者に対する営業停止命令
根	拠		条	項	:	第12条第1項
法		令		名	•	特定異性接客営業等の規制に関する条例

別紙

特定異性接客営業等の規制に関する条例に基づく指示及び営業停止命令等の基準

東京都公安委員会

特定異性接客営業等の規制に関する条例に基づく指示及び営業停止命令等の基準

(目的)

1 この基準は、東京都公安委員会(以下「公安委員会」という。)が、特定異性接客営業等の規制に関する条例(平成29年東京都条例第30号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づく指示、第12条第1項の規定に基づく特定異性接客営業及び特定衣類着用飲食店営業の停止並びに第12条第2項の規定に基づく特定異性接客営業の廃止を命ずる場合における量定等の基準を定めることを目的とする。

(用語の意義)

- 2 この基準における行政処分の用語の意義は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 指示処分とは、条例第11条の規定に基づき、公安委員会が指示をすることをいう。
- (2) 営業停止命令とは、条例第12条第1項の規定に基づき、公安委員会が営業の停止を命ず ることをいう。
- (3) 営業廃止命令とは、条例第12条第2項の規定に基づき、公安委員会が営業の廃止を命ず ることをいう。
- (4) 処分事由とは、指示処分又は営業停止命令若しくは営業廃止命令を行うべき事由をいう。 (指示処分と営業停止命令等との関係)
- 3 指示処分は、営業者の自主的な条例の遵守の努力を促した上、違法状態の是正を図る制度であることから、条例第11条に該当するときは、原則として、指示処分を行い、当該指示処分に違反した場合に、営業停止命令を行うものとする。

ただし、条例第20条に規定する違反のうち、次の場合に該当するときには、指示処分を行わず、直ちに営業停止命令又は営業廃止命令を行うことができる。

- (1) 同種の条例違反に当たる悪質な条例違反を短期間に繰り返し、又は同種の条例違反について指導警告を行ったにもかかわらずその指導警告を無視するなど、指示処分によっては自主的に条例を遵守する見込みがないと認められるとき。
- (2) 指示処分の期間中に当該指示処分には違反していないが、当該指示処分に係る条例違反と 同一の条例違反が行われたとき。
- (3) 条例違反行為が行われ検挙して送致したとき。
- 4 営業停止命令又は営業廃止命令を行う場合において条例違反事実の解消等のため必要がある ときは、当該営業停止命令又は営業廃止命令の処分事由について指示処分を併せて行うことが できる。

(指示の基準)

5 指示処分は、それぞれ処分事由ごとに別表1の「特定異性接客営業等の規制に関する条例に 基づく指示の基準及び内容」に基づき行うものとする。

(営業停止命令の量定基準)

6 営業停止命令は、それぞれ処分事由ごとに基準期間、長期、短期の量定を定めた別表2の「量 定基準」に基づき、日数を定めて行うものとする。

(営業停止命令の併合)

- 7 2以上の処分事由があり、同時に営業停止命令を行おうとするときの「基準期間」、「長期」 及び「短期」の量定の定め方は、次のとおりとする。
- (1) 「基準期間」の量定は、下記(2)において「長期」の量定の算出の基準となった処分事由に 定められた基準期間の1.5倍をその量定とする。
- (2) 「長期」の量定は、2以上の処分事由のうち、量定の長期が最も長い期間に、その2分の1の日数を加えた期間をその量定とする。
 - ただし、その「長期」の量定は、それぞれの量定の長期を合計した期間を超えないものと する。
- (3) 「短期」の量定は、2以上の処分事由のうち、量定の短期が最も長い期間をその量定とする。

(観念的競合)

- 8 一つの行為で2以上の処分事由に該当するときの「基準期間」、「長期」及び「短期」の量定の定め方は、次のとおりとする。
- (1) 「基準期間」の量定は、下記(2)において「長期」の量定とされた処分事由に定められた基準期間をその量定とする。
- (2) 「長期」の量定は、2以上の処分事由のうち、量定の長期が最も長い期間をその量定とする。
- (3) 「短期」の量定は、2以上の処分事由のうち、量定の短期が最も長い期間をその量定とする。

(常習違反加重)

- 9 最近3年間に営業停止命令を受けた営業者に対し、営業停止命令を行うときの「基準期間」、「長期」及び「短期」の量定の定め方については、次のとおりとする。
- (1) 「基準期間」の量定は、当該営業停止命令に係る処分事由の量定について定められた基準期間に2倍を乗じた期間をその量定とする。
- (2) 「長期」及び「短期」の量定は、6から8に定める量定の長期及び短期に、最近3年間に 営業停止命令を受けた回数の2倍を乗じた期間をその量定とする。ただし、その長期は、条 例の定めによる期間を超えないものとする。

(営業停止命令の期間の決定)

10 営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、原則として別表2の「量定基準」に定める「基準期間」(7又は8により修正した場合にはその「基準期間」による。)によることとし、次のような事由がある場合は、情状により「長期」又は「短期」の量定(7又は8により修正した場合にはその「長期」又は「短期」による。)の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

なお、加重又は軽減を行う場合には、原則として、基準期間の2分の1又は3分の1の期間の間で行うものとする。

- (1) 処分加重すべき事由とは、例えば、次のようなものである。
 - ア 最近3年間に同一の処分事由により行政処分に処せられたこと。
 - イ 指示処分中に、その処分事由と同一の処分事由に係る行為を行ったこと。
 - ウ 処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。
 - エ 従業員の大多数が処分事由に係る法令違反等の行為に加担していること。
 - オ 処分事由に係る法令違反等の行為に対する改悛の情がみられないこと。
 - カ 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。
 - キ その他、加重すべき事由があること。
- (2) 処分を軽減すべき事由とは、例えば、次のようなものである。
 - ア 他人に強いられて処分事由に係る法令違反等の行為を行ったこと。
 - イ 最近3年間に処分事由に係る法令違反等の行為を行ったことがなく、改悛の情が著しい こと。
 - ウ 具体的な営業の改善措置を違反後自主的に行っていること。
 - エ その他、軽減すべき事由があること。

(営業廃止命令を行う場合)

11 営業廃止命令は、6から9に定めるところにより、営業停止命令の量定の長期が180日に達した場合、10に掲げる処分を加重すべき事由が複数ある場合又はその程度が著しい場合等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強いなど、営業所設置禁止区域において営業を継続させることが妥当でないと判断されるときに行うことができる。

(営業停止命令と営業廃止命令との関係)

12 営業廃止命令を行うときは、営業停止命令は行わないものとする。

(処分の執行)

13 営業停止命令の執行は、処分決定日の翌日から起算して7日目から行うものとする。

特定異性接客営業等の規制に関する条例に基づく指示の基準及び内容

1 指示の基準

- ア 条例違反行為が行われた場合は、営業者の自主的な条例遵守の努力を促した上、 違法状態の是正を図ることから、第11条に該当するときは、原則として、指示を するものとする。
- イ 指示は、比例原則にのっとって行い、営業者に過大な負担を課さないものとする こと。
- ウ 指示の内容は、違反行為と関連性のあるものとすること。
- エ 指示は、その理由、内容、審査請求をすることができる旨等を記載した公安委員 会名の文書で行うこと。
- オ 指示は、1回の違反について1回行うものとする。

2 指示の内容

ア 違反状態が解消されていない場合は、当該違反を解消するため必要な指示をする ものとする。

この場合において、当該違反が、指示後直ちに解消させるべきものであるが、それが困難なものである場合は、その態様に応じ、必要最小限度の猶予期間を設ける ものとし、また、必要に応じ、違反状態の解消方法を盛り込むものとする。

イ 違反状態が解消された場合には、将来において同種の違反が行われることを防止 するための指示を行うものとする。

別表 2

量定基準

番号	違反事項	罰条・罰則	関係事項	区分
1	指示処分違反		第11条	В
2	営業停止命令違反 営業廃止命令違反	第20条第1項 1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	第12条第1項 第12条第2項	А
3	営業所等設置禁止区域内における営業所等設置禁止違反	第20条第2項第1号 6月以下の懲役又は 50万円以下の罰金	第7条第1項	В
4	青少年使用違反	第20条第2項第2号 6月以下の懲役又は 50万円以下の罰金	第8条第1項第1号第8条第2項第1号	В
5	青少年の客を立ち入らせる行為違 反	第20条第2項第2号 6月以下の懲役又は 50万円以下の罰金	第8条第1項第2号第8条第2項第2号	В
6	中止命令違反	第20条第2項第3号 6月以下の懲役又は 50万円以下の罰金	第17条第1項 同 条第2項	В
7	営業開始届出義務違反	第20条第3項第1号 30万円以下の罰金	第6条第1項同条第2項	С
8	青少年に対して客となるように勧誘する行為 青少年に対して客に接する業務に従事するよう勧誘する行為 客となるよう青少年に勧誘させる行為 客に接する業務に従事するよう青少年に勧誘させる行為	第20条第3項第2号 30万円以下の罰金	第10条第1号 同 条第2号 同 条第4号 同 条第5号	С
9	営業廃止届出義務違反 営業変更届出義務違反	第20条第4項第1号 20万円以下の罰金	第6条第3項	D
1 0	標章の破壊等	第20条第4項第2号 20万円以下の罰金	第13条第4項	D
1 1	従業員名簿の備付・保存義務 違反	第20条第4項第3号 20万円以下の罰金	第15条	D
1 2	報告及び調査、立入り等の拒否等	第20条第4項第4号 20万円以下の罰金	第16条第1項 同 条第2項	D

刑法							
13	第175条わいせつ物頒布等	ž.	2年以下の懲役若しくは 250万円以下の罰金 若しくは科料、又は懲役 及び罰金を併科	第12条第1項 第2号口	В		
1 4	第183条 淫行勧誘		3年以下の懲役又は 30万円以下の罰金	第12条第1項 第2号口	В		
売春防止法							
1 5	第5条 勧誘等		6月以下の懲役又は 1万円以下の罰金	第12条第1項 第2号ハ	С		
1 6	第6条 周旋等		2年以下の懲役又は 5万円以下の罰金	第12条第1項 第2号ハ	В		
	第7条 困惑等による 売春	第1項	3年以下の懲役又は 10万円以下の罰金	第12条第1項 第2号ハ	В		
1 7		第2項	3年以下の懲役又は 3年以下の懲役及び10万円以下の罰金	第12条第1項 第2号ハ	В		
		第3項	未遂	第12条第1項 第2号ハ	В		
1.0	第8条 対償の収受等	第1項	5年以下の懲役及び 20万円以下の罰金	第12条第1項 第2号ハ	В		
1 8		第2項	3年以下の懲役又は 10万円以下の罰金	第12条第1項 第2号ハ	В		
1 9	第9条 前貸等		3年以下の懲役又は 10万円以下の罰金	第12条第1項 第2号ハ	В		
9.0	第10条 売春をさせる	第1項	3年以下の懲役又は 10万円以下の罰金	第12条第1項 第2号ハ	В		
2 0	契約	第2項	未遂	第12条第1項 第2号ハ	В		
2 1	第11条	第1項	3年以下の懲役又は 10万円以下の罰金	第12条第1項 第2号ハ	В		
∠ 1	場所の提供	第2項	7年以下の懲役及び 30万円以下の罰金	第12条第1項 第2号ハ	В		

2 2	第12条 売春をさせる業		10年以下の懲役及び 30万円以下の罰金	第12条第1項 第2号ハ	В			
2 3	第13条	第1項	5年以下の懲役及び 20万円以下の罰金	第12条第1項 第2号ハ	В			
23	資金等の提供	第2項	7年以下の懲役及び 30万円以下の罰金	第12条第1項 第2号ハ	В			
児童福	音祉法							
2 4	第34条第1項第 淫行させる行為	6 号	第60条第1項 10年以下の懲役若しくは 300万円以下の罰金、 又はこれを併科	第12条第1項 第2号二	В			
2 5	第34条第1項第 支配下に置く行為		第60条第2項 3年以下の懲役若しくは 100万円以下の罰金、 又はこれを併科	第12条第1項 第2号二	В			
労働基	労働基準法							
2 6	第56条第1項 最低年齢未満の	児童の使用	第118条第1項 1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	第12条第1項 第2号ホ	В			
2 7	第61条第1項 年少者に関する深夜	夏業の規制違反	第119条第1号 6月以下の懲役又は 30万円以下の罰金	第12条第1項 第2号ホ	С			
28	第62条第2項 年少者に関する有害業務	タの就業制限違反 ・	第119条第1号 6月以下の懲役又は 30万円以下の罰金	第12条第1項 第2号ホ	С			

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律							
2 9	第4条 児童買春		5年以下の懲役又は 300万円以下の罰金	第12条第1項 第2号へ	В		
3 0	第5条 児童買春周旋	第1項	5年以下の懲役若しくは 500万円以下の罰金、 又はこれを併科	第12条第1項 第2号へ	В		
		第2項	7年以下の懲役及び 1,000万円以下の罰金	第12条第1項 第2号へ	В		
3 1	第6条 児童買春勧誘	第1項	5年以下の懲役若しくは 500万円以下の罰金、 又はこれを併科	第12条第1項 第2号へ	В		
		第2項	7年以下の懲役及び 1,000万円以下の罰金	第12条第1項 第2号へ	В		
3 2	第7条 児童ポルノ所持提供等	第2項 第3項 第4項 第5項	3年以下の懲役又は 300万円以下の罰金	第12条第1項 第2号へ	В		
		第6項 第7項 第8項	5年以下の懲役若しくは 500万円以下の罰金、 又はこれを併科	第12条第1項 第2号へ	В		
	第8条 児童買春等目的 人身売買等	第1項	1年以上10年以下の懲役	第12条第1項 第2号へ	В		
3 3		第2項	2年以上の有期懲役	第12条第1項 第2号へ	В		
		第3項	未遂	第12条第1項 第2号へ	В		

東京都青少年の健全な育成に関する条例							
3 4	第18条の6 青少年に対する反倫理的 な性交等の禁止	第24条の3 2年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	第12条第1項 第2号ト	В			

基準例

区分	短期~長期	基準期間
А	45日以上180日以下	60日
В	20日以上110日以下	3 0 日
С	15日以上90日以下	25日
D	10日以上45日以下	15日

[※] 営業の廃止を命ずる場合は、既得権営業者が180日以上の量定基準に達した場合